

# ○ 美幌・津別広域事務組合会計年度任用職員の 給与等に関する条例

〔令和元年12月25日〕  
〔条例第5号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(組合構成町条例の準用)

第2条 この条例の施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年美幌町条例第52号）、津別消防署職員は、津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）を準用する。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（美  
津  
三  
三  
三）